

# 大和市消防償慰金条例逐条解説

## 【解説】

### (目的)

第1条 この条例は、本市の消防職員及び消防団員に償慰金を支給することを目的とする。

- ・ この条例により償慰金を支給する者を限定し、具体的に示したものです。

### (償慰金支給の要件)

第2条 市長は、消防職員及び消防団員が、消防業務に従事するに当たって、身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、又はこれに準ずる行為をしたことにより死亡し、又は身体障害(非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18年総務省令第110号)別表第2に定める障害等級に該当する身体障害をいう。以下同じ。)となった場合においては、償慰金を支給することができる。

## 【解説】

- ・ 消防職員や消防団員が消防業務を遂行したときに、殉職または身体に障害を負った場合、償慰金を支給できるとされています。また障害については、総務省が別に定める障害等級(1級から14級に区分されている)のいずれかに該当する場合に支給することができます。

### (償慰金の種類及び金額)

第3条 償慰金の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 殉職者償慰金は、30,000,000円とする。
- (2) 障害者償慰金は、30,000,000円以下とし、別表に定める障害等級(前条の障害等級をいう。)の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額とする。

## 【解説】

- ・ 支給できる償慰金の種類と、殉職した場合と身体に障害を負った場合の、それぞれの支給額を定めているものです。また、障害者へ支給できる償慰金の額は、障害等級の1級から14級までそれぞれ別の表に定めています。

(支給の対象)

第4条 殉職者償慰金は、殉職者の遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲、順位等は、大和市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年大和市条例第34号)第15条及び第16条の2第2項の規定を準用する。

【解説】

- ・ 殉職した消防職員や消防団員の償慰金を支給する者と、その範囲と順位を定めています。
- ・ 大和市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年大和市条例第34号)第15条及び第16条の2第2項に規定されている遺族の範囲と順位とは次のものです。

《第15条関係》遺族は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 配偶者

(2) 非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で主として非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していたもの

(4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があつたときは、その者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して受けるものとする。

《第16条の2関係》

(2) 第15条第1項第3号に該当する者のうち、死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は特定障害状態にある3親等内の親族

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ この条例の具体的な運用については、規則の中で定められています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年9月1日から適用する。

附 則(昭和49年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年条例第33号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の大和市消防償慰金条例の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市消防償慰金及び殉職者特別償慰金条例の規定は、昭和58年8月1日から適用する。

附 則(昭和60年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市消防償慰金及び殉職者特別償慰金条例の規定は、昭和60年8月1日から適用する。

附 則(平成4年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市消防償慰金及び殉職者特別償慰金条例の規定は、平成4年8月1日から適用する。

附 則(平成8年条例第13号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市消防償慰金条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成7年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の大和市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例(以下「旧条例」という。)の規定により支給された殉職者賞慰金及び殉職者特別賞慰金は、新条例の規定により支給される殉職者償慰金の内払と、適用日から施行日の前日までの間において、旧条例の規定により支給された障害者賞慰金は、新条例の規定により支給される障害者償慰金の内払と、それぞれみなす。

附 則(平成18年条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

**【解説】**

- ・ 附則はそれぞれ表記の年に償慰金の改定が行われたことを示しています。
- ・ 附則2については、条例の改正により償慰金が改定されたときは、改正前に支給された償慰金をその一部とみなすことが定められています。

別表(第3条関係)

障害者償慰金	
障害等級	支給額
第1級	30,000,000円
第2級	28,000,000円
第3級	26,000,000円
第4級	23,000,000円
第5級	20,000,000円
第6級	17,000,000円
第7級	14,000,000円
第8級	11,000,000円
第9級	9,000,000円
第10級	7,000,000円
第11級	6,000,000円
第12級	5,000,000円
第13級	4,000,000円
第14級	3,000,000円

【解説】

- ・ 第3条(2)に示されている障害等級表で、この表の区分に従って障害償慰金が支給されます。